

【無利息型普通預金規程】

無利息型普通預金（以下、「本預金」といいます。）については、普通預金規程、総合口座取引規程によるほか、次の規程（以下、「本規程」といいます。）により取扱います。

なお、普通預金規程、総合口座取引規程と本規程とで相違が生じる場合には、本規程が優先して適用されるものとします。

1.（利息）

普通預金規程、総合口座取引規程にかかわらず本預金には利息をつけません。

2.（普通預金への切り替え）

（1）この預金口座を普通預金へ切り替えるときは、当組合所定の手続をしてください。普通預金への切り替えを行った場合は、無利息型普通預金規程の適用を取止め、普通預金規程、総合口座取引規程を適用するものとします。

（2）前項にて切り替え後の普通預金には、普通預金規程、総合口座取引規程にもとづき利息をつけます。

3.（預金・積金共通規程の適用）

この預金は、本規程のほか、「預金・積金共通規程」が適用されるものとします。

以 上